

## 平成29年度 第2回大井町都市計画審議会 概要

日 時：平成29年12月20日（水）  
午後2時から午後2時45分  
場 所：大井町役場301会議室

出席者：菅谷学会長、高橋美恵子職務代理、君塚喜一委員、柳川忠男委員、  
小田眞一委員、石井勲委員、佐々木琢磨氏（大泉重弘委員代理）、  
市川喜久男委員

欠席者：香川享子委員、中村義夫委員

事務局：橋本嘉之参事兼都市整備課長、小島隆一都市計画担当参事、  
内田豊都市整備課主査、立川悟都市整備課主査

### 1 開 会

間宮町長よりあいさつ

### 2 議 題

(1) 大井都市計画道路（3・4・1号大井開成関本線）の変更（神奈川県決定）について（諮問）

間宮町長から菅谷会長に「大井都市計画道路（3・4・1号大井開成関本線）の変更」を諮問

(2) 大井都市計画道路（3・4・2号線金子開成和田河原線）の変更（大井町決定）について（諮問）

間宮町長から菅谷会長に「大井都市計画道路（3・4・2号金子開成和田河原線）の変更」を諮問

- ・事務局から、「大井都市計画道路（3・4・1号大井開成関本線）の変更（神奈川県決定）の概要（資料2）」、「縦覧結果及び意見書について（資料3）」、「大井都市計画道路（3・4・2号線金子開成和田河原線）の変更（大井町決定）の概要（資料5）」及び「縦覧結果及び意見書について（資料6）」について説明。

### 【意見・質疑】

〈諮問第2号 大井都市計画道路（3・4・1号大井開成関本線）の変更について〉

意見・質疑なし

〈諮問第3号 大井都市計画道路（3・4・2号金子開成和田河原線）の変更について〉

- 資料5の平面図を見ると変更後の区域（赤線）がJR御殿場線の東側で広がっているが、何のために広げているのか。
  - ⇒ こちらはポンプ場の設置場所になる。都市計画道路がJRの下を通過することで、雨水や農業用水が入ってくるので、それをポンプアップして水路に戻すための施設になる。
- 両道路とも縦覧者数が0になっているが、縦覧するための方策や期間はどのような形でアナウンスしているのか。
  - ⇒ 町の広報お知らせ版及びホームページに掲載した。また、大井開成関本線については神奈川県決定であるので、併せて県の広報及びホームページに掲載し、住民の方がご覧できるかたちを整えた。
- ホームページでも図書を見ることができたのか。
  - ⇒ 県決定案件の大井開成関本線については、ホームページでも図面等をご覧いただくことができたが、金子開成和田河原線については、データ量が大きかったため、ホームページ上では縦覧を実施している旨を掲載し、窓口で図面を見ていただくこととした。
- 実際に道路ができた場合は、町道1号線とは平面交差し、そこからJRに向かって道路が下がっていくというイメージで良いのか。
  - ⇒ そのとおりである。都市計画道路と町道1号線との交差点は信号機付きの交差点として整備する予定である。
- 御殿場線が高台になっているので、それを越えるとなるとかなり距離を要するため、アンダーのほうが有利である。
- 新旧対照表を見る限りまったく同じ内容であるが、実際には御殿場線の交差点が高架から地下に変わるということで、その違いが記載されていると思った。変更内容の記載がない理由はあるのか。
  - ⇒ 当初新旧対照表に備考欄が設けられており、そこに交差点の構造を記載していたが、県との調整のなかで備考欄を削除したことにより、新旧対照表では新旧の違いが分からなくなってしまったという経緯がある。
- 途中まで読んで、変更箇所がないのになぜ議題にするのかと疑問に感じた。
- 書類上は、立体交差という一括りになってしまっていて、高架なのか地下なのかが分からない。県との調整で備考欄を削ったということだが、町のほうで分かりやすい記載を考えなかったのか。
  - ⇒ 都市計画図書としては記載できなかったが、委員の皆さんに議題として書類を事前送付する際には、※印等で記載するべきであったと考える。
- 住民が縦覧した時に交差構造の変更が分かるような図書になっていたのか。
  - ⇒ 窓口にお越しになった場合には、図面も含めてご覧いただけるようになっていた。また、理由書にも構造形式の変更について記載されているので、変更内容が読み取れるようになっている。

- 平面図をみただけでは分からないと思う。理由書の最後の3行を読まないで構造形式の変更が分からない。
  - ⇒ その3行が、今回の変更の趣旨である。
- 今後分かりやすい表記に努めていただきたい。
  - ⇒ 承知した。

- それでは、大井都市計画道路の変更に係る意見等はなかったもので、諮問第2号及び諮問第3号について、当審議会として原案どおり適当と認め、附帯意見なしとして答申することとしてよろしいか。
- 異議なし。

### (3) その他

- ・ 前回審議していただいた「大井町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」については、大井町議会第4回定例会にて議決された旨、報告した。
- ・ 事務局において議事概要を作成し、委員の確認後、公表することを確認した。

以 上